

被害者支援の現状と課題

190919 片岡 一平

目次

1. はじめに
2. 被害者支援の概要
3. 被害者支援の課題と自説の展開
4. 被害者支援の新たな動き
5. おわりに

1 はじめに

2020年から今日まで私は高内ゼミナールで、少年法について学習してきた。ゼミナールでは、少年法の理念や存在意義等、様々な観点からゼミ生と議論し、考えを深めることができるなど非常に有意義な時間を過ごすことができた。

しかし、少年法を学ぶ中で、加害少年と逆の立場である被害者やその遺族の方々の声や立場の苦しさ等を、調べる中でよく見かけていた。また、動画サイトで子供二人を殺害された遺族の方の動画を見た際に、愛する子供を失った上、働くことができなくなり多額のローンが残り、非常に苦しい生活を強いられていること。犯罪被害者等給付金の支払が事件発生の8ヶ月後と間が開いていたことから、その内容に衝撃を受けた¹。この二つがきっかけで、このテーマに興味を持つようになった。

本稿では、被害者支援の概要と、そこから見える課題を検討しながら、私の意見や被害者支援の新たな動きについて纏めていきたい。

2 被害者支援の概要

この章では、被害支援の概要について纏めていく。日本における被害者支援は、犯罪被害者等基本法を基に考えられている。そして、同法の第1条「この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し……犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする」で目的を定めており、被害者支援が行われている。

そして、日本における被害者支援は、①損害回復・経済的支援等の金銭的側面、②精神的・身体的被害の回復等の直接的支援、③刑事手続への関与等の刑事政策的側面の三つに分類することができる。そこで、この三つの側面を主な政策と共に見ていく。

(1) 損害回復・経済的支援等の金銭的側面

¹ ABC テレビ【不条理】娘と息子を暴力団員に銃殺された男性 自ら血痕清掃 働けず多額の住宅ローン残る生活困窮の実態・・・(掲載日 2022年5月25日)
<https://youtu.be/ay0SFGuCJ34?t=298> (2023年1月18日閲覧)

金銭的側面は、主に被害者やその遺族が受けた損害の回復や経済的支援を行うものである。金銭的支援の主な政策としては、犯罪被害者給付制度、いわゆる犯給制度がある。この制度は、犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための制度である²。この制度では、重傷や精神疾患も含む障害が残った犯罪被害者または、被害者遺族が対象であり、支給額は、被害者は最大 3974.4 万円、遺族が最大 2964.5 万円支給される。

また、刑事事件を担当した裁判所が、有罪を言い渡した後に引き続き損害賠償請求の審査を行えるようにできる制度である、損害賠償命令制度がある³。この制度があることで、損害賠償請求の早期化と共に、被害者の方々の負担を軽減することができる。以上が主な政策である。

(2) 精神的・身体的被害の回復等の直接的支援

精神的・身体的被害の回復支援として、主なものとして被害者支援センターによる活動がある。被害者支援団体は、全国に 48 団体がある民間による支援団体である⁴。主な活動内容として、電話で胸につかえている思いを吐き出せると共に直接的支援の入り口にもなる電話相談や、警察や裁判所等への付き添いや日常生活のサポートなど、被害者の方を総合的に、そして被害直後から長期にわたって途切れなく継続的に無償でサポートしている。そして、多くの困難や悩みに直面する犯罪被害者の方々の大きな力になっている。

また、全国の都道府県警察ごとに各種相談窓口を設置している。そこで、困り事の相談やカウンセリングを行っており、警察だけで対応が厳しい場合は専門機関を紹介してもらするなど、各機関が連携している。

(3) 刑事手続への関与等の刑事政策的側面

刑事政策的側面がある政策としては、被害者参加制度がある。この制度は、一定の事件の被害者やご遺族等の方々が、刑事裁判に参加して公判期日に出席や被告人質問などを行うことができるなど、一定の訴訟活動を直接行うことができる物である。

また、2001 年に改正少年法が施行されてから少年事件に被害者や遺族の方が、少年審判の傍聴や少年事件の記録の閲覧等の刑事手続に関与できるようになった。しかし、少年事件における被害者やその遺族が関わる事で、少年が萎縮してしまい、少年法の理念である「健

² 令和 3 年度 犯罪被害者白書「2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第 13 条関係）」、〈https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/w-2021/html/zenbun/part2/b2_s1_2.html〉（2023 年 1 月 18 日閲覧）

³ 法テラス 損害賠償命令制度
〈https://www.houterasu.or.jp/higaishashien/seido/songaibaishou_meirei.html〉（2023 年 1 月 19 日閲覧）

⁴ 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 「支援活動について」
〈<https://www.nnvs.org/shien/about/>〉（2023 年 1 月 20 日閲覧）

全育成」が達成できないのではないか等の意見がある。しかし、改正前には関与が難しかったことから、少年事件に関わる事ができる様になったことは被害者支援制度が拡充した事を示す一つの事例であるといえる。

3 被害者支援の課題と自説の展開

前章において、日本における被害者支援の種類と具体的な政策を纏めた。そして、この章では、被害者支援の課題の考察と自説の展開をしていく。

前章で挙げた被害者支援には課題も沢山ある。金銭的支援は、給付までの裁定期間の長さや支給額の減額や不支給。刑事政策的側面は、少年法の理念である「健全育成」に影響を及ぼす可能性がある事などが挙げられる。その中で、私は金銭的支援の部分は、改善を進めていくべきであると考え。このように考える理由として、犯給制度の裁定期間や金額面の問題と、日弁連が行ったアンケートの二つを根拠として考えている。

一つ目の犯給制度の裁定期間や金額面の問題は、法務省が公表したデータを用いて考える⁵。それによると、令和2年度の調査で犯給制度を申請した被害者のかた 296 人の内、11%が不支給裁定となった。また、27%が、支給と裁定されたものの、満額支給ではなく減額と判断された。そして、裁定期間も令和2年度の場合、平均が7.0ヶ月、中央値が4.7ヶ月と公表している。この事から分かることとして、約4割近い人が、現行の犯給制度において満足に支援を受けることができていると分かる。私が、興味を持つきっかけとなった長野の事例では、働くことができなくなり住宅ローンもある事から非常に苦しい生活を余儀なくされていることが分かる。このように、被害者やその遺族の方々は精神的にも金銭的にも苦しい中で、4割が満足に支給を受けることができず、支給が決まっても平均7ヶ月は待たなければならない現状は、改善していかなければならないと考える。

二つ目の、日弁連のアンケート調査は、加害者に対する損害賠償請求権に関するものである⁶。これによると、「2015年、当連合会は、会員を対象として「損害賠償請求に係る債務名義の実効性に関するアンケート」を実施した。これによると、殺人、殺人未遂及び傷害致死といった凶悪重大事件において、約60%の犯罪被害者は、損害賠償金の支払を全く受けていない。また、加害者からの支払を受けた犯罪被害者の中でも、損害賠償金全額の支払を受けたという回答は皆無であった。」とある。このように、支払能力がない加害者も多く、損害賠償は期待することができないことが分かる。

以上の二つから、被害者やその遺族の方は、精神的に苦しい中で金銭的にも苦しい現状がある事が分かった。そこで、私なりに対策方法を考えていこうと思う。私が考える方法としては、マイナンバー制度を用いることと、一律に支給することである。前者は、今日日本に

⁵ 令和3年度犯罪被害者白書・前掲注(2)

⁶ 日弁連 犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議「第2 国及び地方公共団体に求める施策」

[〈https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2017/2017_1.html〉](https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2017/2017_1.html)

(2023年1月20日閲覧)

においてマイナンバー制度が進められており、口座情報や個人情報マイナンバーと紐付けられている。これを用いることによって、被害者やその遺族の方の手間を少なくすることができるだけでなく、迅速な支給に繋がるのではないかと考える。後者は、被害者やその遺族が警察や弁護士を通じて申請することで、一定の金額を支給する制度を設けるべきだと考える。こうすることで、働けなくなったとしても、犯給制度の支給までの生活の足しになるだけでなく、警察等を通すことで、安全性も確保できるのではないかと考える。以上が、私の考える対策である。事象では、これらの課題に取り組んでいる「新あすの会」を紹介する。

4 被害者支援の新たな動き

日本では、被害者支援の新たな動きとして、犯罪被害者の地位向上に長年にわたって取り組み、大きな足跡を残した遺族や弁護士たちが新たに「新全国犯罪被害者の会」、通称「新あすの会」を2022年3月26日に立ち上げられた⁷。新あすの会の前身である「あすの会」は、平成12年に結成され、日本における被害者支援の基である犯罪被害者基本法の制定等被害者の地位向上に大きな足跡を残していたが、支援環境が一定程度、整ったなどとして2018年に解散していた。しかし、新あすの会代表理事の岡村勲弁護士は「何で被害者にお金が出ないんでしょう。出そうという気がないから出ないんだと私は思っています。被害者は本当に苦しいままに置かれています」と発言しているように⁸、被害者を巡る状況が良くなっていないとして新あすの会を設立した。

新あすの会は、国に対して保障の充実や、被害者が直面するさまざまな課題に一元的に対応する「犯罪被害者庁」の設置などを求めていく。新あすの会の行動で、被害者支援がどのように変わっていくのか注目である。

5 終わりに

ここまで、日本における被害者支援について検討してきた。私が、ゼミナールで少年法について学んできたように、加害者が更生し再犯しないように努めることは大事である。しかし、被害者やその遺族の方々に対する支援がおざなりになっては意味が無いと考える。いつ、どこで私たちが被害者、もしくは遺族になるか分からない中で、苦しくない世の中になるよう被害者支援についてより検討していくべきであると共に、より良くなるよう願ってなら

⁷ NHK 「犯罪被害者遺族「新あすの会」設立 国に補償充実求める」(掲載日2022年3月26日) <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220326/k10013553631000.html>> (2023年1月20日閲覧)

⁸ 日テレNEWS 「“あすの会”再び活動開始 「犯罪被害者は本当に苦しいまま…」」(掲載日2022年3月26日) <<https://news.yahoo.co.jp/articles/ce7eb1606388f3ecdbd8085e051d478ab3608c79>> (2023年1月20日閲覧)

ない。